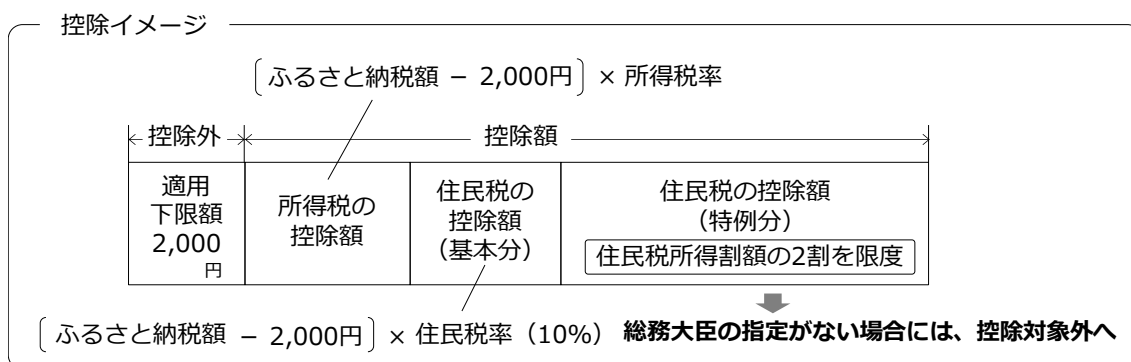


## 今回のテーマ : 「ふるさと納税制度の変更点について」

年末にかけ、ふるさと納税をお考えの方も多と思います。そこで直近の変更点を確認しておきたいと思います。



「ふるさと納税ポータルサイト」(総務省) を加工して作成

### 1. ふるさと納税制度対象自治体の見直し

今年の6月1日以降、ふるさと納税の対象となる地方自治体は総務大臣が指定することとなりました。それにより、昨年過度な返礼品が問題視された以下の4つの自治体については、ふるさと納税の対象から外されることになりました。

大阪府泉佐野市・静岡県小山町・和歌山県高野町・佐賀県みやき町

### 2. 放火事件に係る義援金について

今年の7月に京都アニメーションで発生した放火事件に係る義援金を支払った場合について、ふるさと納税と同様に寄附金控除の対象となりました。これに伴い、9月20日までに義援金を寄せた方は、受付期間中(令和元年10月31日(木)まで)に京都アニメーションに申し出ることにより寄附金控除に必要な受領証が発行されることとなります。詳しくは、京都アニメーションHPを参照ください。

受付期間中は京都府などで、義援金の専用受入口座を開設しています。これらの口座に義援金を支払った場合でも、寄附金控除の対象となります。

受付期間までの期間は短いですが、ふるさと納税をお考えになっている方は是非ご検討ください。